

## 古賀市人権施策体系表

別紙4

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	施策の目的・方向性	
1. 部落差別に関する問題 （同和問題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例 (H. 7)</li> <li>○ 古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例 (H. 9)</li> <li>○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H. 12)</li> <li>○ 部落差別の解消の推進に関する法律(H. 28)</li> <li>○ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例(H. 31)</li> <li>○ 古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例(R2. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所への同和地区照会差別事件</li> <li>○ インターネットのサイトにおいて、差別を扇動するような書き込み</li> <li>○ 部落地名総鑑の復刻版販売差し止め</li> <li>○ 同和関係団体を名乗り不当な要求をする。 =「えせ同和行為」</li> <li>○ 部落差別解消推進法を踏まえた自治体での条例化の動き</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進める。</li> <li>○ すべての行政職員が同和問題の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性を持って市民への説明責任を果たしながら施策を推進する。（古賀市職員同和問題研修テキスト作成 H30. 9）</li> <li>○ 同和教育が抽象的な人権一般教育に終始することにならないよう、その取組について点検・評価を行う。</li> <li>○ インターネット上の書き込みについては、法務局・県・関係団体と情報を共有するとともに、悪質なものに対しては削除依頼等行う。</li> <li>○ 人権行政施策を推進していくために、法制度等の関係性や国内外の人権を取り巻く環境等について周知・啓発を行う。</li> </ul>	
2. 女性の人权問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女雇用機会均等法(S. 61)</li> <li>○ 男女共同参画社会基本法(H. 11)</li> <li>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(H. 13)</li> <li>○ 福岡県男女共同参画推進条例(H. 13)</li> <li>○ 古賀市男女平等をめざす基本条例(H. 16)</li> <li>○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(H. 27)</li> <li>○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(H. 30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モラルハラスメント</li> <li>○ パワーハラスメント</li> <li>○ 労働施策総合推進法改正 (R. 2)</li> <li>○ セクシャルハラスメント</li> <li>○ マタニティーハラスメント</li> <li>○ パートナー等からの暴力</li> <li>○ 性犯罪</li> <li>○ ストーカー行為</li> <li>○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正(R. 1)</li> <li>○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正(R. 3)</li> </ul>
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(H29. 3)に沿った事業を推進する。</li> <li>○ 女性の人権を踏みにじるセクハラ、DV、ストーカー行為等の防止のため、職場や地域における啓発の取組強化に努める。</li> <li>○ 相談機能の充実を図り、被害者の保護に万全を期すため関係機関との連携を密にするよう努める。</li> <li>○ 教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努める。</li> <li>○ 第3次古賀市男女共同参画計画後期実施計画を策定。(R. 3)</li> </ul>	

## 古賀市人権施策体系表

別紙4

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
3. 子どもの人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法(S.23)</li> <li>○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(H.11)</li> <li>○ 児童虐待の防止等に関する法律(H.12)</li> <li>○ 青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律。(H.21)</li> <li>○ いじめ防止対策推進法(H.25)</li> <li>○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(H.25)</li> <li>○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(H.28)</li> <li>○ 古賀市子ども・子育て支援条例(H.31)</li> <li>○ 医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律(R.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童買春、児童ポルノ等の氾濫</li> <li>○ 学校におけるいじめ</li> <li>○ 家庭内における暴力</li> <li>○ 児童虐待</li> <li>○ <b>児童福祉法児童虐待の防止に関する法律の改正(R.2)</b></li> <li>○ 子どもの貧困問題</li> <li>○ <b>子どもの貧困対策の推進に関する法律改正(R.元)</b></li> <li>○ 子ども食堂</li> </ul>
施策の目的・方向性		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古賀市子ども・子育て支援条例及び古賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備する。</li> <li>○ 『古賀町（市）「同和」保育基本方針』の精神を踏襲し、「人権を大切にする心を育てる」保育をさらに推進する。</li> <li>○ いじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図る。</li> <li>○ 「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広めるとともに、関係機関と連携し、未然防止に努める</li> <li>○ 子どもの貧困対策推進法に基づく「古賀市子どもの未来応援プラン」の具体化に取り組む。</li> </ul>	
施策の目的・方向性		
4. 高齢者の人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人福祉法(S.38)</li> <li>○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(S.46)</li> <li>○ 高齢社会対策基本法(H.7)</li> <li>○ 介護保険法(H.9)</li> <li>○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H.18)</li> <li>○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(H.28)</li> <li>○ 成年後見制度適正化法 (R.元)</li> <li>○ <b>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (R.3)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者への虐待</li> <li>○ 認知症高齢者の増加</li> <li>○ 孤独死の増加</li> <li>○ 振り込め詐欺被害の増加</li> <li>○ 高齢運転者の交通事故の多発</li> <li>○ 道路交通法の改正成立 (75歳以上の高齢者の安全対策・違反者への実車運転試験義務化など)</li> <li>○ 認知症施策推進大綱 (R.元)</li> <li>○ <b>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正(R.3)</b></li> </ul>
施策の目的・方向性		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策の推進を図る。</li> <li>○ 高齢者への虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進する。</li> <li>○ 認知症高齢者の早期発見と予防を趣旨とする啓発の取組を推進する。</li> <li>○ 高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図る。</li> <li>○ 民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努める。</li> </ul>	

## 古賀市人権施策体系表

別紙4

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
5. 障がい者の人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者福祉法(S. 24)</li> <li>○ 知的障害者福祉法(S. 35)</li> <li>○ 障害者基本法(H. 5)</li> <li>○ 古賀市障害者施策推進協議会設置条例(H. 11)</li> <li>○ 発達障害者支援法(H. 17)</li> <li>○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(H. 24)</li> <li>○ 障害者総合支援法(H. 25)</li> <li>○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H. 28)</li> <li>○ 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 (H. 29)</li> <li>○ 障害者読書環境推進法(R. 元)</li> <li>○ 障害者の法定雇用率の引き上げ (R. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等における障がい者への虐待</li> <li>○ 障がい者への差別発言</li> <li>○ 障がい者への暴言や嫌がらせ(ハラスメント)</li> <li>○ 合理的配慮の不提供</li> <li>○ 障がい者雇用者数の不適切計上問題</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「古賀市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図る。</li> <li>○ 障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努める。</li> <li>○ 公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する。</li> <li>○ 「障がい」を表記する場合の基準制定(R. 3)</li> </ul>		
6. 外国人の人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(H. 28) =「ヘイトスピーチ解消法」</li> <li>○ 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針(福岡県 H. 11)</li> <li>○ 日本語教育の推進に関する法律 (R. 元)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在日コリアンへの差別事象</li> <li>○ 外国籍を理由とした社会的排除行為</li> <li>○ 在日コリアンに対する差別を扇動する内容のビラのポスティング</li> <li>○ ヘイトスピーチによる人権侵害</li> <li>○ 外国人雇用問題の発生</li> <li>○ 特定の民族や国籍の人々を蔑视する差別的言動の発生</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り取り組む。</li> <li>○ 多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を進める。</li> <li>○ すべての市民の生命・身体・財産を守るために、外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究する。</li> <li>○ 在日外国人の日常生活における制度上のさまざまな課題を解決するため調査・研究に努める。</li> <li>○ 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努める。</li> <li>○ 在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組む。</li> <li>○ まちづくり推進課に「国際交流・多文化共生係」を設置。(R3. 4)</li> </ul>		

## 古賀市人権施策体系表

別紙4

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
7. 感染症などに関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H.11)</li> <li>○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(H.21)</li> <li>○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(H.30)</li> <li>○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 (R.元)</li> <li>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (R.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入店や宿泊などの拒否行為</li> <li>○ ハンセン病患者に対する国の隔離政策は憲法違反とした熊本地裁判決</li> <li>○ ハンセン病患者の裁判を隔離先の療養所などで行った「特別法廷」について、憲法違反であるとして最高裁が元患者に謝罪</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等の人権侵害の発生</li> <li>○ シトラスリボン運動</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症に関する偏見や差別の解消に向けた啓発や広報活動に取り組む。</li> <li>○ 感染症に関する正しい知識の普及を図る。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症により発生した人権問題に対し、関係機関と連携の上で問題解決を図る。</li> </ul>		
8. インターネットによる人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(H.13)</li> <li>○ 人権教育・啓発に関する基本計画(法務省・文部科学省 H.14閣議決定)</li> <li>○ プロバイダー責任制限法 (H.14)</li> <li>○ 改正プロバイダー責任制限法の成立 (R.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット掲示板や携帯電話メール等での特定の個人や集団を誹謗中傷による人権侵害事象や、差別を助長する表現、有害な情報等の掲載</li> <li>○ SNSによる有名人への誹謗中傷・人権侵害事象</li> <li>○ 差別的な編集による動画等の配信</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努める。</li> <li>○ インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図る。</li> </ul>		
9. 東日本大震災人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法(S.36)</li> <li>○ 被災者生活再建支援法 (H.10)</li> <li>○ 東日本大震災復興基本法(H.23)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原発事故に伴う風評被害</li> <li>○ 避難者に対する差別発言、暴言、嫌がらせ</li> <li>○ 被災地で生産された農産物等の不買行動</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人間の「絆」を大切にする心を、学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、いのち輝くまちづくりに生かします。</li> <li>○ 風評による人権侵害は、被災地の人々だけの問題ではなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努める。</li> <li>○ 東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも、教育・啓発の教材として取り組む。</li> </ul>		

## 古賀市人権施策体系表

別紙4

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
10. 性的指向及び人性自問問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(H. 16)</li> <li>○ 性犯罪に関する改正刑法 (H. 29)</li> <li>○ 古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R. 2)</li> <li>○ 古賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別</li> <li>○ 職場や学校などで性の多様性の理解の動き</li> <li>○ 「同性パートナーシップ条例」等を策定する自治体の動き</li> <li>○ 同性婚を認めないのは違憲とする判決(札幌地裁)</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性的指向や性自認の人権問題について、教育・啓発活動を推進し、社会的な解決につなげていく。</li> <li>○ 性的少数者がさまざまな不安な気持ちを相談できる体制の整備を関係機関と連携する</li> </ul>		
11. さまざま人人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護法(S. 25)</li> <li>○ ストーカー行為等の規制等に関する法律(H. 12)</li> <li>○ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (H. 14)</li> <li>○ 犯罪被害者等基本法(H. 17)</li> <li>○ 自殺対策基本法(H. 18)</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法(H. 27)</li> <li>○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(R. 元)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違法な手段による戸籍等の不正請求取得</li> <li>○ 「8050問題」と表現される中高年の引きこもり問題が、今後の重要な社会問題と認識されてきている。</li> <li>○ 国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に関して取り組み始めた自治体が現ってきた。</li> </ul>
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権侵害救済法の実現に向け、関係団体等と連携し取組を進める。</li> <li>○ 職員への人権研修をさらに充実させ、人権意識の向上を図るとともに、確かな人権感覚を身につけ、さまざまな人権課題解決に向けて、先導的役割を果たせる資質を養う。</li> <li>○ 「古賀市いのち支える自殺対策計画」(H. 31)の具体化により、心の健康を支え自殺を予防する。</li> <li>○ 中高年の引きこもりや障がい者の親亡き後の生活の問題について、効果的な相談・支援の取組や周知方法について調査・研究する。</li> <li>○ 国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」について職員の認識を深め、施策への反映について研究する。</li> </ul>		